

(あて先) 観光庁

宣誓書

この度、日本国における観光産業の高付加価値な観光サービスを提供する人材の育成に向けた留学支援事業に応募するにあたり、以下の事項を厳守し、遵守出来ない場合又は支援対象者の資格を喪失した場合は支援金を返還することを、ここにお誓い致します。

記

- (一) 支援金を受け取った後、5年以内に支援対象のセメスターを含む学位を取得し、卒業します。
- (二) 卒業後原則1年以内に、日本国内にて、旅館業法に基づき許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、下宿、旅行業法に基づき登録を受けた旅行者、旅行業代理業者、旅行サービス手配業者、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録DMO、候補DMOもしくは観光産業の活性化に紐づく観光庁が認める組織に入社(所属)、または起業します。
- (三) 卒業後5年間は、(二)の組織に所属、または経営します。
- (四) 卒業後5年間、毎年就労状況報告を行います。
- (五) (二)を満了した後に転職する場合には、退職後半年以内に(二)に定める旅館業、旅行業、DMOもしくは観光産業の活性化に紐づく観光庁が認める組織に再就職します。
- (六) (一)～(五)を満了しない場合は、支援金を国庫に返納します。
(規定の金額は支援金額の全額とし、卒業後半年経過するごとに10%を減額)
- (七) 卒業後、観光庁の事業(特に、高付加価値関係事業)に関し、国の求めに応じ、必要な協力をします。

以上

令和 年 月 日

住所:

氏名: